

(趣 旨)

- 第 1 愛知県森林公園の乗馬施設に備えられた乗馬用障害物品（以下「障害物」という。）の貸出については、別に定めるもののほかこの要領による。

(申込方法)

- 第 2 愛知県森林公園乗馬施設を利用する物（以下「利用者」という。）が、併せて障害物の貸出し等を希望する場合は、管理者の承認を受けて障害物の貸出しを受けることができる。
- 障害物の貸出しの申込みは、別紙様式 1 により行なうものとする。

(貸出期間)

- 第 3 障害物の貸出し期間は、利用者の利用許可期間内とする。

(利用者の責任)

- 第 4 障害物の貸出しの開始時及び終了時には、利用者及び管理者が障害物の状況を確認する。
- 障害物の貸出し中の移動、設置、管理及び撤去は、利用者の責任により行うものとする。

(持出等の禁止)

- 第 5 利用者は、次の行為をしてはならない。
- (1) 障害物を愛知県森林公園の乗馬施設の外へ持ち出すこと
 - (2) 障害物を乗馬競技又はその練習以外に使用すること
 - (3) 障害物を他人にかすこと

(損害賠償)

- 第 6 利用者は、故意又は過失等によって障害物を破損又は紛失したときは、直ちにその詳細を管理者に報告するとともに、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(様式1)

利用（障害物）申込書

愛知県森林公園管理者 様

申込書 住所
氏名

㊟

愛知県森林公園乗馬施設の障害物貸出要領を遵守のうえ、障害物の貸出を申込いたします。

また、使用中に破損等した場合は、報告のうえ誠意をもって対応いたします。

- 1 貸出障害物 障害物一式
- 2 貸出利用期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで
- 3 利用責任者
- 4 その他特記事項